

議事要旨(3) 公共施設等運営権に関する会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、公共施設等運営権に関する会計処理の検討の審議を行う旨が説明され、その後、藤澤研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

運営権の会計処理

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 減損のグルーピングの単位を分割する事案があり得るのか疑問がある。仮に分割した場合、分割された部分がマイナスの価値になっていることも考えられ、そのようなケースではプラスの価値の部分と組み合わせた全体で公共施設等運営権が成立しているのではないか。このため、減損のグルーピングは公共施設等運営権を一括した単位で捉えるべきであり、「原則として」という記載が必要かどうか再考すべきではないか。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 減損会計を適用するにあたり、公共施設等運営権を分割した単位で捉える方がより保守的な会計処理になると考えられるが、減損を回避するために一括した単位で捉える方法が選択されることも考えられる。このため、減損のグルーピングの単位については引き続き議論が必要であると考える。

更新投資の会計処理及び表示・開示

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 公共施設等運営権の会計処理は、我が国では新しい会計処理であるため、更新投資の会計処理については、国際的な会計基準との整合性についても考慮事項に入れて検討すべきではないか。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 更新投資の会計処理について、2 つの会計方針から自由に選択できる取扱いとすべきではなく、いずれかを原則的な会計方針として示すべきではないか。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 更新投資の会計処理について、2 つの会計方針のうちどのような場合にいずれかを選択し得るかについて、結論の背景に考え方を示すべきではないか。

これらに対して、事務局より、ご意見を踏まえて検討する旨の回答がなされた。

以 上